

# 総務企画常任委員会

令和6年6月14日（金）



## 総務企画常任委員会

定例会名 令和6年第2回定例会  
招集日時 令和6年6月14日（金） 午前10時00分  
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	杉 森 弘 之
副 委 員 長	磯 山 和 男
委 員	黒 木 のぶ子
〃	石 原 幸 雄
〃	遠 藤 憲 子
〃	山 本 伸 子
〃	鈴 木 勝 利

欠席委員 な し

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
総 務 部 長	野 口 克 己
総務部次長兼人事課長	石 野 尚 生
総務部次長兼契約検査課長	門 倉 史 明
税 務 課 長	晝 田 典 義
庶務議事課長	飯 田 晴 男

議会事務局出席者

書 記	町 田 祐 太
書 記	滝 本 仁

## 令和6年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 総務企画常任委員会

議案第 40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 42号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

議案第 43号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

意見書案第2号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について

意見書案第4号 地方自治法改正に関して地方自治法の本旨を守ることを求める意見書の提出について

午前9時56分開会

○杉森委員長 おはようございます。

定刻前ではございますが、全員そろいましたので、ただいまより総務企画常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、総務部長、総務部次長兼人事課長、総務部次長兼契約検査課長、税務課長、庶務議事課長であります。書記として、町田さん、滝本さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、議案第40号専決処分の承認を求めることについて、議案第41号専決処分の承認を求めることについて、議案第42号牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について、議案第43号牛久市税条例の一部を改正する条例について、意見書案第2号災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について、意見書案第4号地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について、以上6件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

議案第40号について提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 税務課、晝田です。よろしく願いいたします。

議案第40号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和6年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、牛久市税条例の一部について令和6年4月1日施行分に限り地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による改正を行いましたので、承認を求めるものになります。

主な市税条例の改正内容を説明いたします。

令和6年度分の個人市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税の新設についてです。国のデフレ経済脱却のための経済対策の1つとして、所得税及び個人住民税の定額減税が実施されることを受けて、市税条例において必要な規定の改正を行いました。

定額減税は、令和6年度分の個人市民税・県民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施いたします。所得税については3万円の減税となり、合わせて1人につき4万円の減税となります。ただし、国外に居住する扶養親族は対象者から除かれることとなっております。また、減税の対象となる納税者は合計所得金額1,805万円、こちら給与収入のみの場合2,000万円以下のものに限られます。

なお、減税に伴います個人市民税所得割の減収額につきましては、全額国費で補填されることとなります。

この改正による影響額ですが、約3億8,700万円の減、対象者は約4万人と見込んでおります。

そのほか、固定資産税に関する改正を行っております。令和6年度は固定資産税の土地家屋について3年に1度の評価替えが行われる年に当たるため、条文内の引用条項及び年度などの文言等の整理を行いました。

議案第40号に関する説明は、以上となります。

○杉森委員長 これより、議案第40号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

定額減税のところなんですけれども、大変難しくて新聞報道でも自治体が大変困っているというようなことが載っているんですけれども、この中で調整給付というところがあります。今年の1月の臨時会の補正で7億1,500万円上がっていたと思うんですけれども、このときこれは何人分で想定されたのかということ。それから、この金額が現時点で変化があるというのか、動きがあるのかということをお示しいただきたいと思います。

昨日、ちょうど定額減税の市民税・県民税のお便りを頂いたんですけれども、この中で調整給付金の給付金が支給される方たちは、「支給時期は決まり次第再度お知らせします」というふうに書いてあるんですが、これに向けての進捗というんですか、これからのスケジュールというんですか、そういったものをお示しいただければと思います。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まず、初めの調整給付の金額及び人数の想定ですね。こちらにつきましては、対象者を1万7,000人と見込んで算定しております。金額のほうなんですけど、今市民税の課税の処理がまだ終わったばかりでして、これからそちらのほうの算定の作業にかかる予定です。なので、今現在では増える・減るといのは何とも申し上げられないんですが、7億1,500万円を計上させてもらっている範囲内で収まるものと想定はしております。

あとは、時期ですね。こちら、システムの改修の時期によってスケジュールのほうが大体決まってくるんですが、今私どものほうでシステム担当のほうからいただいている情報では、7月の末ぐらいには改修のほうが出来上がって、それから併せて対象者の給付金の金額等を算定して通知を発出する、現在では8月上旬に一番最初に対象者の方に通知を発する、そういう予定で今動いております。こちら、まだシステムの回収状況によるといところは添えさせていただきますけれども。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

このシステムの件でちょっとお伺いしたいんですけれども、この前新聞の報道の中で「自治体の業務を支援するために、デジタル庁が給付額を算定するシステムを開発した」というふうに記載して、9割の自治体がそれを使っているというふうに記載していたんですけれども、牛久市の場合はこの算定するシステムというのはどうなっているのかということですね。

あと、給付金が8月上旬に対象者に発送するとなると、実際給付される時期というのはいつぐらいになるのかというのを、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、市民からの問合せも結構、難しいというか分かりにくい制度なのであるかと思うんですけども、そういった場合の問合せの窓口というのはどこになるのかをお示しいただければと思います。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まずシステムのほうですが、こちらは先日の一般質問のときにも答弁したかと思うんですけども、デジタル庁のほうで用意してあるシステムのほうは使わずに、牛久市のほうで導入している基幹システム、こちらのほうの改修で対応するという予定であります。

次、実際の給付の時期ですね。こちら通知を8月上旬に出しまして、確認の処理・認定の処理をやりまして、8月お盆明けぐらいには一番最初の給付をしたいというふうに予定しています。

次の問合せですね。こちらについては、現在コールセンターのほうを設置する予定になっております。今現在、これまでやりました均等割や非課税のみ課税世帯の場合もコールセンターのほうを用意しておりましたので、同じような形で対応させていただいて、あとは税金のほうの内容が、先ほど委員のほうからもありましたようにちょっと複雑な内容になっておりますので、税務課の職員のほうでも対応する予定であります。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それで、あと定額減税ではなくて、今回の中に能登半島地震の災害に対する特例というものも載っていたんですけども、その辺りの御説明をいただきたいのと、牛久に該当する方がいらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 附則の5条の2のところでしょうかね。能登半島地震の被災者に関するものなんですけども、税金の申告なんですけども1月1日から12月31日までの分、ごめんなさい所得税や住民税ですね、これの算定の基準が1月1日から12月31日までの収入等について申告するということになっているんですけども、今回の地震の発災が1月1日ということだったので、こちらの申告の対象が令和6年分ということになっているんですね。そうすると、令和7年の年明けに行う確定申告、こちらのほうで申告をしていただいて損害を受けた金額等に対する雑損控除というものを受ける、これが通常法律上の規定なんですけども、早めに被災者に雑損控除とかを適用させるために特例として1年前倒しをして雑損控除の申告を適用できると、そういうふうな改正が今回ありましたので、そちらのほうを条例のほうに規定させていただいたと。

ただ、牛久市においては今回の地震で、恐らくこの規定に該当する納税者の方はいらっしゃらないと思いますので、対象者はいないものと見込んでおります。

○杉森委員長 そのほかございませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 私のほうも、確かに今度の改正はちょっと分かりにくいものなので、具体的に伺いたいと思うんですね。

私どもに、住民税の1万円の減税については案内をいただきましたので、6月分については徴収しないでその残りの分を11か月で割った分ということで、それについては理解をするものなんですが、送られてきたものを見ましても本当によく理解できるのかなと思うぐらいの今回の内容になっているんですね。住民税については何とか私も理解したんですが、所得税の3万円という減税の方法というのは、具体的に市ではどういうふうに進めていくのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、今回いろいろと地方税法の改正によりまして、固定資産税の特例についても今まで令和3年度から令和5年度になった分を令和6年度から令和8年度という、附則のところではかなりいろいろと改正がされておりますので、これについては理解をするものなんですが、附則の中の第10条の3ですね。その中に、認定長期優良住宅、これに係る特例のことなんかもうたつてあるんですが、この辺について牛久の場合には該当する方がいらっしゃるのかどうか、その辺をお聞きしたいなと思います。

その辺、よろしくをお願いします。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まず、最初の所得税のほうの対応ですが、こちらは市の税務部局のほうでは対応は特別はございません。給与を収入の方なんかは、それぞれお勤め先の給与担当の部署のほうで6月の給料分から順次減税をしていく、そういうふうな形になっております。こちら、所得税のほうですね。年金所得の方は、年金機構のほうで6月の支給分から同じように減税を行う。自営業者の方とか、こちらの方については確定申告、こちらのほうで減税の対応をする。御自分で申告をいただいたところで、減税を反映するといった形になっております。

次の認定長期優良住宅、こちらは該当の建物がございまして、認定を受けられて、管理ができていますと認定を受けた建物なんですけれども、今回のこちらの税条例の改正は、通常特例を受ける場合所有者の方御本人から申告をいただいて特例を受ける。ただマンションなんかの場合に、部屋の所有者の方・区画の所有者の方それぞれに出していただくのではなくて、マンション管理組合などから一括して提出された場合にもその特例を受けられる、そういった改正が今回ございましたので、条例のほうに記載させていただいたこととなります。

以上でございます。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 所得税のほうの3万円のことにについてはそれぞれのところで、市では対応しないということなんですが、例えば自営業者の場合確定申告ということになりますと、来年度になってしまうのかなと心配をしたんですが、その辺をもう一度御説明いただきたいと思います。

それと、優良住宅の方は管理組合からの申請でということなんですが、どのような形で申請方法を対象者にお知らせをするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、あと先ほどの市民税のほうなんですが特別徴収の方、それから普通徴収、それから

年金からのということ聞き忘れまされたので、その辺もう一度御説明お願いしたいと思ひます。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まず、1つ目の自営業者の方の減税ですね。委員おっしゃるとおり、確定申告のときということになるので、来年の2月とか3月とかになってしまいます。ただ、一部所得税の納税額が大きい方で予定納税というものを事前に払う制度があるんですが、その対象の方は予定納税額から引くという、先に減税をして年明けの申告の時期を待たずに対応するという方法を取られるというふうになっております。

次の長期優良の周知方法ですね、こちら今回の改正なども踏まえまして、税制改正のホームページのほうを利用して周知をしていきたい。また、マンションなど新築等をなされた際には、メーカーさんとかにもうちのほうからお話をして伝えていただいて、管理組合さんのほうから一括して出していたいただいた場合にも適用になる。もちろん、これまでどおり個別に出していただいても大丈夫なんですけれども、そういった形で対応する予定でおります。

最後の年金ですね、年金特徴者の市民税の減税の方法なんですけれども、一番最初は10月に支給される分から減税を行う。10月分で引き切れない場合は、次の12月分。それでもまだ引き切れない場合は2月分と順次引いていく。そういった形の年金所得者への市民税の減税の対応となります。

以上です。

○杉森委員長 そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第40号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第41号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第41号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 議案第41号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

こちらにつきましても、令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴いまして、牛久市都市計画税条例の一部について令和6年4月1日施行分に限り専決処分による改正を行いましたので、承認を求めるものになります。

内容につきましては、市税条例と同様、3年に1度の固定資産の評価替えに関する地方税法等の改正に伴いまして、条文内の引用条項及び年度などの文言等の整理を行いました。

以上になります。

○杉森委員長 これより、議案第41号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第41号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第42号牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例についてを議題といたします。

議案第42号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 人事課、石野です。よろしくお願いいいたします。

議案第42号牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について御説明いたします。

昨年10月に発覚いたしました市幹部職員による不祥事に対する監督責任、市長の強い思いがございまして、市長の給料の令和6年7月の1か月分を10%減額するという条例になります。これによりまして、現在給料月額88万円となっておりますが、7月分は1割・8万8,000円を減額し、支給額が79万2,000円となるものです。

説明は以上です。

○杉森委員長 これより、議案第42号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、質問いたします。

説明では分かったんですね。市長の監督責任ということなんですが、制定に至ったのは多分委員会等で諮られたのではないかと思うんですが、制定に至りました経緯と、それからそれを判断しました委員会等、どのような委員会があったのか伺いたいと思います。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 この件に関しましては委員会等では諮っておらず、そういった判断が委員会で作されたものではございません。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、市長が自分の監督責任だからということで、特例について自分こういうふうな条例を出すことができるというふうに判断しているのかどうか、その辺を伺います。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 総務部長の野口です。お答えします。

従前、それまでに発表された今回の事件に関わる処分というのは、いわゆる懲戒処分として行われたわけですが、この牛久市長の給与の減額については、そういった形で任命権者からの懲戒処分があったということでは当然ないわけで、分限懲戒等の審査委員会にはかからない。1本の条例改正の議案として、通常の議案と同じような手続をもって進んでいくというようなこととございます。

市長判断の成否といいますか評価につきましては、議会の皆様の議決に委ねられるというような状態でございます。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 市長の判断ということなんですが、こういうふうに給料等に関わる特別委員会等があったのかなというふうに思ったものなので、質問をいたしました。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。山本委員。

○山本委員 今お話あったんですけれども、この内容は市長が自らお考えになってこういう条例改正ということだと思っておりますけれども、以前3月21日に関係職員の方の処分が行われて、そ

のときの処分内容で一番重い懲戒処分で減給1か月、10分の1という処分内容になっていたと思います。今回、市長も同じような処分になったというところ、ここら辺の判断というんですかね、ここら辺をまずお伺いしたいと思います。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 関係職員は処分ですけれども、市長の減額は処分ではありません。こちらの割合につきましては、他自治体の事例を見まして均衡を図っております。直近では、今年4月に坂東市で職員が市の外郭団体の口座などから2,000万円余りを横領したとして、懲戒免職になった不祥事がございましたけれども、この際も板東市長の給料月額が1か月・10%の減額となっており、他の状況を見ましても均衡を図った上で10%・1か月というふうに提案してございます。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それで、3月21日に関係職員の処分が出て、今回は市長が自ら条例の上程ということで、一連の事件に関する処分というか、そういうものも含めた関係する方たちの扱いというのは終わったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 関係職員の処分は、3月21日付で全て終了しております。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、3月21日にその他という事項の中に再発防止策という形で、「公金等マニュアルの改正」「内部通報制度」「職員研修実施」ということが書いてあるのですが、こういうものも含めて再発防止ということで、いわゆる市民に対しての報告書というのを多分お出しになるということも、市長自ら答弁されていたと思うのですが、その辺り報告書というのはいつぐらいにできるのか、そういう形は取れるのかというところをお伺いしたいと思います。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 令和5年10月に発覚したこの市幹部による使途不明金事案につきましては、当該職員の処分を11月に実施しまして、関係職員の処分を3月21日にしました。公金横領事件としまして、令和5年12月に牛久警察署のほうに告訴しておりますが、こちら現在も警察の捜査中でございまして書類送検前でございますことから、いまだに未解決の状態となっております。

しかしながら、警察の捜査の継続状況がいつまでか見通せない状況に鑑みますと、事件の起訴・不起訴が明らかになってはおりませんが、市としてはこの事件の発覚から1年以内を目途に、何かしら報告書の形で公表しなければならないとは考えております。捜査に影響が出ない形で報告書、再発防止の対策も取っておりますので何かしらの形で公表できるように調整してまいります。

○杉森委員長 ほかにありませんか。磯山副委員長。

○磯山副委員長 ちなみに、今回のような不祥事が牛久市でも以前あったかと思うんですけれど

も、そのときの前例というんですか、どのような形を取ったのかということ、分かれば教えてほしいんですけれども。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 過去において、手元にはデータがないんですけれども、クリーンセンターで現金の横領があったりだとかということがありまして、金額だとか内容だとかの程度によってその都度処分とかの内容も変わりますので、一概に「こう」ということは申し上げられない状況でございます。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第42号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第43号牛久市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 議案第43号牛久市税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正理由は、先ほどの専決処分による改正と同様、令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、牛久市税条例の一部について改正を行うものとなります。改正内容は、条文内の引用条項及び文言の整理を行うものです。

施行日は、令和7年4月1日です。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第43号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第43号についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして、執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は、挙手により行います。

初めに、議案第40号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号牛久市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第2号災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第2号について、意見のある方は御発言願います。

まあ、いいんじゃないですか。ただ、答える人がいるかどうか。

○山本委員 提出者がいらっしゃるのでお伺いしたいところがあるんですが、この中の要望というんですかね、2番目なんですけれども「適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配慮を支援」という文言があるんですけれども、この気象防災アドバイザーという方の具体的なお仕事というんですか、そういったものをお伺いできればと思います。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

気象防災アドバイザーは2017年度から本格運用が始まり、自治体に災害対応を助言する防災と気象の両方の知識に精通した専門人材です。まあ、天候のプロということですね。気象庁の育成研修を修了した気象予報士、または気象台のOB・OGがなり、気象庁が委嘱し自治体と契約し地域の防災対策を支援します。これまでに191人が委嘱を受け、ちょっと古いんですが平成22年度は29人が36の県や市・区で活動を行いました。

具体的な業務としては、災害時における防災気象情報の提供、自治体に関わる警報・注意報発表基準の見直し、大雨時などの災害対応への助言、行政の防災訓練の支援、小学校や中学校の防災教育の講師、あるいは職員や一般市民への講演などです。

気象庁は、24年度までに各都道府県に5人以上配置することを目標としていますが、現在県に確認したところ、茨城県及び県内市町村での職員としての採用はないそうです。ただ、県内には2名の気象防災アドバイザーがお住まいだということでした。

以上でございます。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 そうなりますと、牛久市には防災士という方がいらっしゃいますけれども、その方との違いというところは、気象のところですかね。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員　そこら辺の明確な違いまでは、私調べていないので分からないんですが、恐らくより高度なというか、技術力のある気象予報士という資格があり、しかも気象庁とかで勤めていたOB・OGの方ですので、本当に専門的な気象とか防災におけるプロというふうな意味合いです。

○杉森委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長　以上で、意見書案第2号についての意見を終結いたします。

次に、意見書案第4号地方自治法改正に関して、地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第4号について、意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員　この意見書なんですけれども、中に書いてあります「国民の安全に重大な影響及ぼす事態」、この項目があったと思うんですが、国がこのように判断すれば「地方自治体が指示権を行使できるようにする」、こういうような地方自治法の改定案なんですけれども、書かれてありますように5月30日には衆議院を通過いたしました。このことで、各メディアも「なぜ国が強権的に必要なのか」とか、「政府が明確な根拠も示さないままで、国会審議が進んでいる」とか、いろいろな懸念を示しています。

特に、国と地方の関係を新たな章を設けて特例を規定する。そういうことなので、対等から上下に逆戻りをさせる法案だとか、憲法に地方自治を明記させたのは「団体自治」と「住民自治」、これを保障するものとなっているはずなんですけれども、そういうものを変えてしまうような問題だと。この中に書いてあります「その他これらに類する」、こういうような事態の範囲を曖昧にする記述もあります。まして「おそれがある場合」、これを政府が判断をすれば国会にも諮らず運用が可能となる、このようなことも指定されております。いろいろな懸念がある中での改定です。

特に情報発信者や情報発信機器、これの事前登録とはどのような期間を想定しているのかとか、事前登録されていない情報発信者や情報発信機器からの情報、こういう問題についても大きな問題がいろいろと指摘されております。うたっておりますように「速やかに改正を求めている」、この意見書には賛成いたします。

以上です。

○杉森委員長　ほかにありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員　今回、意見書で問題となっているような点については、今参議院のほうでも審議をされていますので、そこで十分な議論を尽くしていただければと思っています。

ただ、今回の「指示権」については、重大事態という非常時に限った特例だということで位置づけられておりまして、個別法のところに書かれていない、欠落しているようなものを補充するという意味で「補充指示」ということだと思えます。重大事態以外における地方公共団体の権限の行使が妨げられているということでもなく、あくまでも地方公共団体についての一定の権限の制約を認めるものにすぎないのかなと思います。

この辺については、きっと法的ないろいろな議論があると思うんです。例えば、地方自治にい

われるような「憲法の地方自治の本旨」とかという部分について、反しているのかどうかというのは、恐らく憲法に保障されているとはいえ、いわゆる人権における保障とこうした制度的な保障というんですかね、これは明確な違いがあるんじゃないかなと思います。

ですから、緊急事態において何よりも守るべきものは国民の生命・身体・財産だと思うんです。そういう中で、ある程度地方公共団体の権限を制約して国民の生命や身体・財産を守るということは、日本全体の対策に責任を持つ国が主導していくべきではないかなと感じます。

また、ここを見ても、全く運用に対して配慮をしていないというわけではなくて、「補充的指示権を発動する際は、地方公共団体からの資料や意見を踏まえる」、そして、「その上で最終的には全閣僚の同意が必要な閣議決定を得なければならない」というふうにしていることから、慎重に配慮することは求められていると思います。

それからもう一つ、一般法であったとしても指示権を法律でこのように規定して枠にはめるということは、今回のパンデミックの新型コロナウイルス感染症の拡大のときにもあったんですが、非常時の中で混乱の中で法律に基づかないような超法規的な措置が取られることを防ぐんじゃないかなと思いますし、また一方的な強制につながるような不適切な指示権や、安易な乱用・乱発を避けることができるのではないかと思います。

何よりも、個別の法律が規定していないような未曾有の危機を前にして、国と地方公共団体の間で意見が対立して、そしてその調整が難航するような事態になって国民の生命・身体・財産が危険にさらされないということが、まずは一番大事なことではないかなと思いますので、私はこの意見書に対しては反対の立場を取りたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。黒木委員。

○黒木委員 以前安倍政権のときに、「緊急事態ということで地方自治をないがしろにして、何か緊急なことが起きたときには国の命令でできる」ということとかぶるような感じでもあるから、この意見書というのはその辺を拡大解釈し過ぎるという部分もあるかもしれませんが、この辺については地方自治のほうの主権を大事にしてもらうような形にしてほしいというふうに、私は思っております。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、意見書案第4号についての意見を終結いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、付託されました意見書案第2号及び意見書案第4号につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

初めに、意見書案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。  
次に、意見書案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。  
次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります「公共交通について」及び「迷惑防止条例について」は現在調査を行っているところであり、今後も継続調査をする必要があります。ついては、委員長としては引き続き本件について継続調査といたしたく存じます。

お諮りいたします。「公共交通について」及び「迷惑防止条例について」を調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、「公共交通について」及び「迷惑防止条例について」を、本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査とすることに決しました案件につきまして、本委員会は議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本件を除く付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これを持ちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分閉会